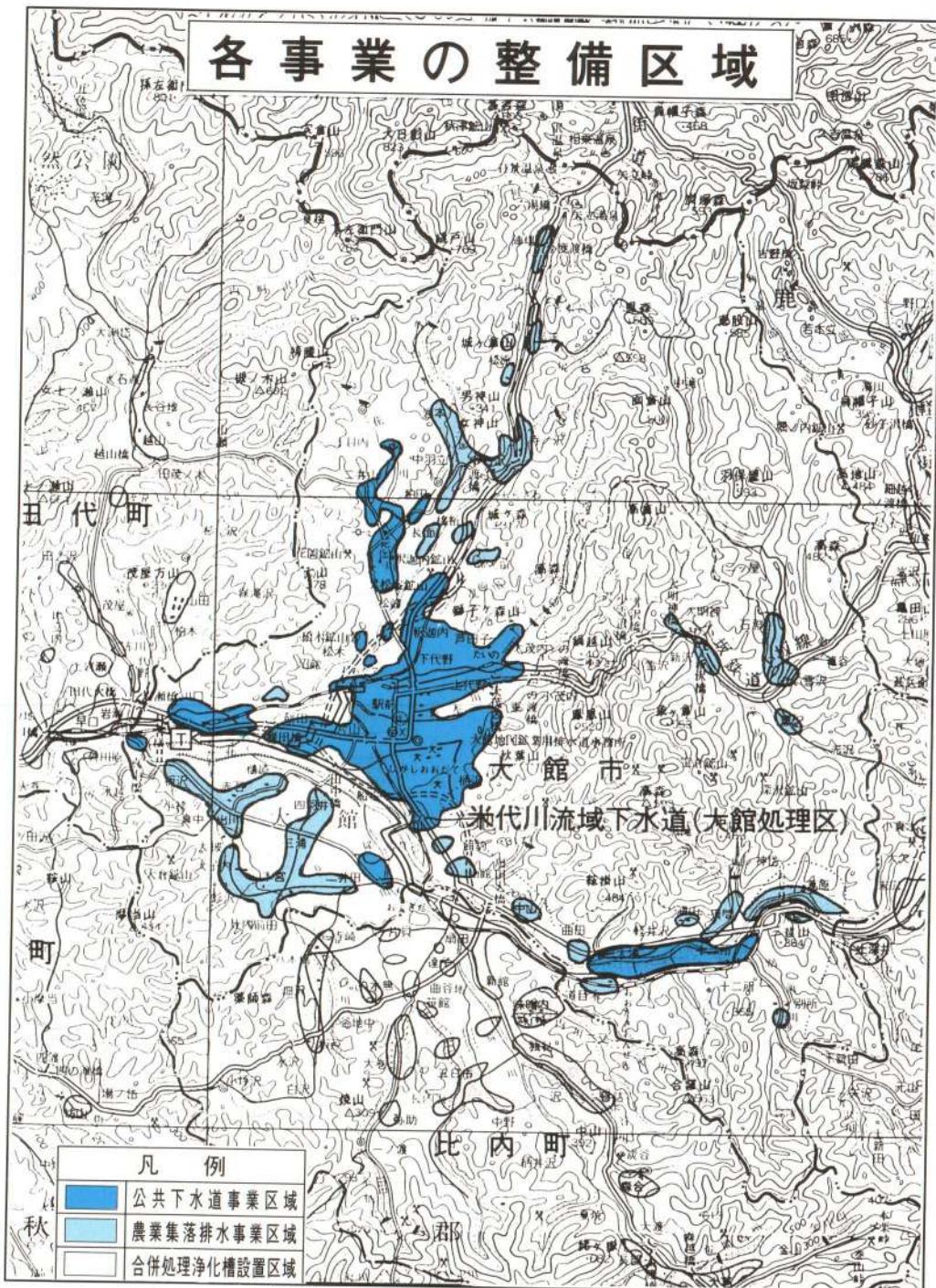


# 私のところはどの事業で整備されるの？



市では、市内全域を公共下水道事業で整備する区域、農業集落排水事業で整備する区域及び合併処理浄化槽で整備する区域の三種に区分して整備を進めています。今住んでいる所がどの事業で整備されるのかなどについては左図を参考にしてください。なお、整備される時期など詳細については担当課へご確認ください。

## どうすれば下水道が整備できるの？

**合併処理浄化槽設置**

農業集落排水事業整備区域内で、受益者の概ね全員から同意が得られる地域から整備されますので、詳しくは農林課へお尋ねください。なお、公共下水道事業と同様に、早めに下水道を整備したいかたには合併処理浄化槽の設置をお勧めします。

対象地域内で、住宅（店舗併用住宅、共同住宅等を含む）に合併処理浄化槽を設置したいかたは、個々に取り扱い業者に申し込むことになります。合併処理浄化槽は、自らが自らの土地に設置するもので、三日から五日間で設置できます。

なお、市の補助金交付制度がありますので、希望するかたは設置を計画した段階で生活課へご相談ください。補助金は左表の金額を上限として交付します。

人 槽	補助金額
5	(円) 339,000
6～7	494,000
8～10	854,000
11～20	1,895,000
21～30	3,357,000
31～50	4,429,000

**公共下水道事業**

事業は市の計画に従って公共下水道区域を順次実施していきますので、区域内のかたは自分の意志とは無関係に整備が進むこととなります。そのため、整備までにまだ時間がかかるけれど早めに下水道を整備したい、といふかたは、合併処理浄化槽の設置をお勧めします。

農業集落排水事業整備区域内で、受益者の概ね全員から同意が得られる地域から整備されますので、詳しくは農林課へお尋ねください。なお、公共下水道事業と同様に、早めに下水道を整備したいかたには合併処理浄化槽の設置をお勧めします。